

那覇港管理組合指定管理者制度運用委員会 審議概要

1 日時

令和2年12月16日（水）13時30分から16時30分まで

2 場所

那覇港管理組合（那覇ふ頭船客待合所3階）

3 出席者

(1) 委員

- 田中 輝昭（田中輝昭税理士事務所税理士）
- 渡久地 啓（沖縄女子短期大学総合ビジネス学科教授）
- 宮国 薫子（琉球大学国際地域創造学部観光学博士）
- 上原 幸吉（那覇市自治会長会連合会会長）
- 赤嶺 恵子（那覇市婦人連合会会長）

(2) 事務局（那覇港管理組合総務部管理課）

管理課長、管理課管理班長、管理課管理班主査及び主事

4 審議事項

那覇港泊ふ頭港湾施設及び那覇港港湾施設（三重城～若狭海浜公園）の指定管理者候補者の選定に関する事。

5 審議概要

(1) 委員会成立の確認

那覇港管理組合指定管理者制度運用委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という。）第7条の規定に基づき、委員全員の出席を確認し、委員会が成立することを確認した。

(2) 委員長及び副委員長

委員会設置要綱第5条の規定に基づき、5名の委員のうちから、委員長、副委員長をそれぞれ1名置いた。

(3) 審議

那覇港泊ふ頭港湾施設の指定管理者候補者の選定

(ア) 資格要件審査

事務局から、申請団体である株式会社沖縄ダイケンの資格要件等について、申請書の内容を確認した結果を報告し、委員会により申請団体の資格要件の適否審査を行った結果、資格要件を満たしていることが承認された。

(イ) 申請者による事業計画等の説明

委員会は、申請団体から15分のプレゼンテーションによる説明を受けた後、30分の質疑応答を行った。

(ウ) 指定管理者候補者の評価・採点

申請団体による事業計画等のプレゼンテーション実施後、那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例を踏まえ策定した評価基準に基づき、評価・採点を行った。

(エ) 指定管理者候補者の決定

委員会は、事務局から採点集計結果の報告を受け、その内容を確認のうえ、株式会社沖縄ダイケンが最低基準点を満たしており、当該申請団体は、指定管理者候補者としての適格性を有していると判断し、指定管理者候補者として選定した。

那覇港港湾施設（三重城～若狭海浜公園）の指定管理者候補者の選定

(ア) 資格要件審査

事務局から、申請団体であるナハ・シー・パラダイス共同企業体の資格要件等について、申請書の内容を確認した結果を報告し、委員会により申請団体の資格要件の適否審査を行った結果、資格要件を満たしていることが承認された。

(イ) 申請者による事業計画等の説明

委員会は、申請団体から15分のプレゼンテーションによる説明を受けた後、30分の質疑応答を行った。

(ウ) 指定管理者候補者の評価・採点

申請団体による事業計画等のプレゼンテーション実施後、那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例を踏まえ策定した評価基準に基づき、評価・採点を行った。

(エ) 指定管理者候補者の決定

委員会は、事務局から採点集計結果の報告を受け、その内容を確認のうえ、ナハ・シー・パラダイス共同企業体が最低基準点を満たしており、当該申請団体は、指定管理者候補者としての適格性を有していると判断し、指定管理者候補者として選定した。

以上